

デイサービス アクア 運営規程

(趣旨)

第1条 本規程は、株式会社けやきメディカルが開設するデイサービス アクア（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業であって通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護等を提供することを趣旨とする。

(事業の目的及び運営の方針)

- 第2条 利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。
- 2 指定通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 3 関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 デイサービス アクア
- 二 所在地 三重県松阪市川井町 555-1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤 生活相談員兼務）
管理者は、通所介護計画及び通所型サービス計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 生活相談員 4名（常勤 4名 内管理者兼務 1名）
生活相談員は、通所介護計画及び通所型サービス計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。
- 三 介護職員 15名以上（常勤 4名以上 非常勤 10名以上 うち3名アクア訪問看護ステーションより）
介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

四 看護職員 3 名 (非常勤 3 名のうち 3 名 アクア訪問看護ステーションより)

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

五 機能訓練指導員 3 名 (非常勤 3 名 アクア訪問看護ステーションより)

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 月曜日から土曜日

ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日、8 月 13 日から 8 月 15 日までを除く。

二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

三 サービス提供時間 1 単位目 : 午前 9 時 00 分から午後 4 時 15 分

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

1 単位目 : 利用定員 24 人

(指定通所介護等の内容)

第 7 条 指定通所介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画若しくは介護予防ケアマネジメントによるプランに基づいてサービスを提供する。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 食事の提供

五 入浴介助

六 送迎

七 その他利用者に対する便宜の提供

(指定通所介護等の利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額及び松阪市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱で規定する額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その額の法令で定められた負担割合とする。

2 前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、1 k mあたり 20 円

二 食費 一食あたり 500 円

三 おやつ代 一食あたり 100 円

四 おむつ代 実費

五 前各号のほか、指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

- 3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、松阪市とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第10条 指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

- 2 利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第11条 指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第12条 指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から2年間保存する。
- 3 利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（非常災害対策）

第14条 震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器その他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、

並びに当該計画を定期的に従業員に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練 : 年 1 回

救出訓練 : 年 1 回

通報訓練 : 年 1 回

- 2 前項の具体的計画とは、消防法施行規則第 3 条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

(相談・苦情対応)

第 15 条 利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

- 2 前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 従業員の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年 1 回以上

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。
- 3 利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。
- 4 本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社けやきメディカルとデイサービス アクアの管理者との協議に基づいて定める。

附 則

本規程は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 2 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 6 月 2 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 9 月 10 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 10 月 26 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 1 月 16 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 5 月 4 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 7 月 10 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 9 月 5 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 9 月 19 日から施行する。

本規程は、令和 5 年 12 月 20 日から施行する。

本規程は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 6 年 9 月 5 日から施行する。

本規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

本規程は、令和 7 年 3 月 14 日から施行する。

本規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

本規定は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。